

議案第 37 号

三芳町都市計画税条例の一部を改正する条例

三芳町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

令和 9 年度から令和 11 年度までの各年度分の都市計画税を課さない特例措置を講ずるため、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町都市計画税条例の一部を改正する条例

三芳町都市計画税条例（昭和５０年三芳町条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（令和９年度から令和１１年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- １９ 第２条第１項の規定にかかわらず、令和９年度から令和１１年度までの各年度分の都市計画税に限り、これを課さない。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の三芳町都市計画税条例の規定は、令和９年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和８年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

参考

三芳町都市計画税条例 新旧対照表

改正後	現行
附 則 1 から 1 8 まで 略 <u>(令和 9 年度から令和 1 1 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u> <u>1 9 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 9 年度から令和 1 1 年度までの各年度分の都市計画税に限り、これを課さない。</u>	附 則 1 から 1 8 まで 略